令和８年（フ）第５２４号
岡山市北区島田本町二丁目８番30号　オズハイツ401号室、旧住所東京都板橋区栄町26番６号　プレミール板橋
債務者　杉山　翔紀
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５８号
岡山市東区神崎町532番地２
債務者　上岡　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７８号
岡山市北区尾上1141番地　ビレッジハウス一宮２号棟405号室
債務者　庵原　慎一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９号
岡山県新見市大佐永富1839番地
債務者　原田　照子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第４７号
山口県下関市豊浦町大字黒井2817番地６
債務者　山陽代行こと　城間　義明
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第６３９号
熊本市東区戸島西１丁目29番31―703号
債務者　廣瀬　貴夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２９号
宮崎県都城市都原町２番地１　都原団地52―２―295、前住所鹿児島県鹿児島市西綾五丁目９番地10号　スカイヒルズ西綾101号
債務者　古賀　清香
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１３２号
宮崎県都城市上川東四丁目４号３番地　大田貸家７号棟
債務者　岡別府　晃
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１３３号
宮崎県都城市上川東四丁目４号３番地　大田貸家７号棟
債務者　岡別府亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１３９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽1159番地４　宮脇団地Ｂ棟202号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志2201番地　メゾンレーベ302号
債務者　上野　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4116番地１　ロックタウン西方106号、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富4585番地２　国見園
債務者　西　五十四
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第３６号
福島県西白河郡西郷村大字米字中山下39番地　小針貸家５
債務者　髙久　富雄
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第５３９号
横浜市泉区中田北２丁目14番25号　ＥＳＩＯＡ202号
債務者　山本　久和
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６２号
横浜市戸塚区戸塚町2101番地　南戸塚住宅１棟402号
債務者　銭袋　美子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４８号
横浜市青葉区美しが丘４丁目32番地66　２Ｆ
債務者　我那覇直樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３０号
横浜市中区本牧原34番16号　ユナイト本牧ブラッドリの杜101号室
債務者　石井　邦憲
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８４号
横浜市港南区日野南６丁目43番９号
債務者　三浦　泉穂
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部